

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党およびその他の大衆運動対策

第二章 朝鮮人対策

一九五一年における日本政府の朝鮮人対策のなかで、とくに注目されるのは、出入国管理令の制定である。

これは、従来、朝鮮人の出入国管理を、外国人登録令だけによっておこなってきたのであるが、サンフランシスコ条約の調印によりこの種の政令を、「韓国人」にも適用しうる見通しがついたので用意された。

出入国管理令は、それまでの出入国管理令および不法入国者等退去強制手続令を廃止して新たに制定されたものであり、入国管理庁設置令とともに、一〇月二日の閣議で決定、一一月一日から施行された。

その要点は、つぎのとおりである。

強制退去 左のような事由に該当する外国人は、国外に退去を強制することができる(第二〇条)。

一、不法入国者。

二、上陸のさい、所定の許可手続をうけなかった者。

三、在留外国人のなかで—

(1)一定の病人。

(2)貧困者で、生活上、国または地方公共団体の負担になっている者。

(3)麻薬取締法違反者。

(4)外国人登録令違反者。

(5)無期または一年を越える懲役または禁固に処せられた犯罪者。

(6)売春に従事する者。

(7)日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを企て、もしくは主張し、またはこれを企てもしくは主張する政党その他の団体を結成し、もしくはこれに加入している者。

(8)公務員殺傷、公共施設の破壊、工場などの安全保持施設の運行をさまたげるような争議行為などを勧奨する政党その他の団体を結成しもしくは加入し、またはこれと密接な関係をもつ者。

(9)前記(7)(8)に規定するような団体の目的達成のため、印刷物映画など、文書、図画を作成、頒布、または展示した者。

(10)これらのほか、外務大臣が日本国の利益または公安を害する行為をおこなったと認定する者。

上陸拒否 前記強制退去の事由とほぼ同様の事由による者のほか所定の銃砲、火薬類の不法所持者などは日本に上陸できない。

再審および上訴 強制退去および上陸拒否の処分に対しては、当該外国人は再審(口頭審理)および上訴(異議の申立)ができる。

また、入国管理庁設置令は、前述の出入国管理令の改訂により、職務権限を明確化するとともに、従来の出入国管理庁を入国管理庁と改称し、警備官、審査官などの教育のため研修所の新設を規定した。

なお、一〇月二〇日の衆議院条約委員会で、田嶋好文委員(自由党)が、「朝鮮には二つの政府があるが、日本はいずれを承認するのか」と質問したのに対し、外務省西村条約局長は、つぎのように答弁した。

いずれを正統政府とするかは、日本が自主独立国となってから決定すればよい。むろん、日本としては、国連総会で承認され、これらの諸国によって承認されている大韓民国政府を正統政府として承認するという方針をとることは疑いのないことであると思う。また、日本における朝鮮人の国籍については、(サンフランシスコ)条約に規定がないが、日本政府としては、第二条A(日本が朝鮮の独立を承認し、済州島その他の領有権を放棄することをきめている)の規定にしたがって、日本にいる朝鮮人は、朝鮮人国籍をとうぜん取得、回復するものであると了承している。

さらに、政府としては、大韓民国が朝鮮の正統政府と考えているので、第二条Aにより、在日朝鮮人諸君は、とうぜん韓国の国籍を取得、回復するものと考えている。在日朝鮮人諸君の一部が大韓民国政府を正統政府と認めない立場をとる必要がありとすれば、それは朝鮮内部における国内問題で、それがために日本政府としては迷惑をこうむるが、法的に純粋な朝鮮の問題として考えるべきだと思う。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---